

香川県造林補助事業実施要領の運用

令和 7 年 4 月 1 日

香川県環境森林部森林・林業政策課

香 川 県 造 林 補 助 事 業 実 施 要 領 の 運 用

造林事業の実施については、香川県造林事業補助金交付規程（昭和 36 年香川県告示第 487 号。）及び造林補助事業実施要領（平成 14 年 12 月 6 日付け 14 林務第 25555 号香川県農林水産部長通知。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

第 1 事業区分の細則

- 1 要領第 2 の 1 の（２）の（イ）「被害森林整備」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が 5 %以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。

第 2 事業内容の細則

- 1 事業内容については、要領別表 2 によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。
 - 2 人工造林、樹下植栽等
 - （１） 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
 - （２） 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第 11 の 2 に定めるほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が 10 年以上のものとする。
 - （３） 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和 33 年 12 月 24 日付け 33 林野造第 16622 号林野庁長官通知）に即し、都道府県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とする。
 - （４） 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地におい

て、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと都道府県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

- (5) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上 80 m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1 ha 当たりおおむね 100 束以上である場合）において行うものであること。

(イ) 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫害獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は要領第2の1の(2)の(エ)「保全松林緊急保護整備」（以下「保全松林緊急保護整備」という。）として行うものであること。

- (6) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

- (7) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

- (8) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

- (9) 補植は、要領別表2の「ア 人工林」により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く。）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。

3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

5 除伐

- (1) 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (2) 要領第2の1の(2)の(ア)「森林緊急造成」による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

6 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

- (3) 要領第2の1の(2)「特定機能回復事業」(以下「特定機能回復事業」という。)による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定(ただし書の規定を除く。)は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

7 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。)を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%)以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定(ただし書の規定を除く。)は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めるこ

とができるものとする。

- (6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね 70%以下の伐採を必要とする場合に行うもの（ただし、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行う場合は、この限りではない）の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね 50%以下の定性伐採（0.05ha 以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

8 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね 8 m を上限とする。

9 一貫作業

- (1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 林整整第 977 号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- (3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点か

ら、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

(4) 一貫作業における植栽については、2の(2)、(3)及び(9)を準用する。

(5) 要領別表3「サ 一貫作業」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha 当たり 2,000 本以上の植栽を可能とする。

10 衛生伐

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の被害が5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

11 鳥獣害防止施設等整備

(1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

(2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

(3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。

(4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を

受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。

(6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。

12 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

13 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

14 森林作業道整備

(1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

(2) 要領別表2の「セ 森林作業道整備」の（ア）に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - (ア) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成 22 年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して 3 年以上を経過したものの改良であること。
 - (イ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）第 2 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
 - (ウ) 1 箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。
 - (エ) 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - (ア) 1 箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。
 - (イ) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第 2 に定めるに定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

15 森林保全再生整備

- (1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣害等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和 53 年 5 月 18 日付け 53 林野保第 235 号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

- (2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- (3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

第3 事業規模の細則

- 1 要領別表1の事業規模で定める「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 2 知事は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、1 施行地の面積について0.1haを超えた事業規模を設定することができる。
- 3 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- 4 以下で行う事業においては、前項によらず1 施行地の面積は0.05ha以上とする。
 - (1) 水田跡地の人工造林
 - (2) 沖縄県及び奄美群島で行う事業
- 5 要領別表1の「1 森林環境保全直接支援事業」の事業規模で定める搬出材積(ha 当たり10 m³以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

第4 事業主体等の細則

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条に規定する分収林契約(以下「分収林契約」という。)を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、「森林法施行令

第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(ア) 規約の内容

(イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(ウ) 施行地の森林所有者

- 3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 要領別表1の欄外(注1)における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。
- 6 要領別表1の欄外(注4)における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

第4 事業計画等

(1) 事前計画について

要領第4に規定する事前計画の作成等については、別記様式1の例及び以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度(森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間)を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する

伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り 1 箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

（ア）事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間

（イ）事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容

（ウ）事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期

（エ）事前計画の計画期間内に（ア）の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

オ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による施業及び森林作業道整備の実施に係る要領別表 1 の事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

カ 知事は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

(ア) 補助要件への適合

(イ) 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

(ウ) 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

(エ) 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

第 5 維持管理

1 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

2 鳥獣害防止施設の事業主体又は管理する権限を有する者は、鳥獣害防止施設台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

また、施設の性能を継続的に確保するため、点検・補修等の維持管理を行うものとする。

第6 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

要領第2の1の(1)「森林環境保全直接支援事業」(以下「森林環境保全直接支援事業」という。)及び特定機能回復事業においては、以下によるほか、第5から第13を適用する。

(1) 要領第11の2に定める森林環境保全整備事業の対象外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。なお、申請書には、関係する試験研究報告書等を添付するものとする。

(ア) 樹種名(品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。)

(イ) 植栽又は播種見込面積

(ウ) 1ha当たり植栽本数又は播種量

(エ) 1ha当たり事業費

(オ) 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

(カ) 都道府県の技術的指導方針

(キ) その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹 種	地 域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道府県
オーシュウアカマツ	北海道

オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ類	全国
イチョウ	全国

第5 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

（１） 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

（２） 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

なお、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において、４回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

第6 補助金の交付申請等について

- 1 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
- 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営

計画又は森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

（１） 当該複数の事業主体が共同して行う方法

（２） 当該複数の事業主体のうちの 1 事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第 5 の 2 に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

（３） 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第 5 の 2 に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

4 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第 7 に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

第 7 補助金交付申請書の作成及び提出について

1 要領第 5 に定める補助金の交付申請について、知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類を以下に即して取り扱い、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

2 事業主体は、要領別記様式 1 により、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表 1 で定める書類を添付すること。

- 3 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 4 間伐、更新伐又は一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 5 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
- (1) 測量野帳（別記様式 10 の例による。なお、別表 1 の「ケ 調査野帳」を含む。また、オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
- (2) 別表 1 のア、ク及びコの証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第 3 の 2 のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
- (3) 要領別表 3 の森林環境保全直接支援事業の（1）の（ア）及び（2）に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（要領第 5 の 2 により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
- (4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにす

る書類

第8 代理申請者への指導について

- 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第6の5、第7の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。
- 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。
 - (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式11の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。
 - (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。
 - (3) 代理申請者が受領した補助金は、都道府県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。
 - (ア) 補助金事務取扱手数料
 - (イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - (ウ) 当該施行地の森林保険料
 - (エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
 - (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する

等、その透明化を図ること。

第9 補助金査定の細則

1 補助金額

- (1) 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- (2) 都道府県が行った事業の査定単位又は市町村（2の（5）を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、同項の（2）、（3）又は（5）により算定するものとする。
- (3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 要領別表2の「コ 更新伐」のうち、森林病虫害の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m³を超えて実施した更新伐又は一貫作業

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐、更新伐又は一貫作業

ウ 伐採方法が異なる間伐、更新伐又は一貫作業

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

2 査定係数

- (1) 事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし

ウ 要領第2の1の(2)の(ア)「森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良

- (2) 要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(2)の(イ)「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

- (3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの

イ 要領別表 3 における森林環境保全直接支援事業の（３）の（ア）において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの

ウ 要領別表 3 における森林環境保全直接支援事業の（３）の（イ）において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの

- （４） 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合

イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合

- （５） 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表 1 の「シ 経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- （６） 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

3 標準経費

- （１） 知事は、要領第 7 の 1 の（３）に定める「標準経費」の算出に当たっては、要領に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する 1 未満の係数とする。

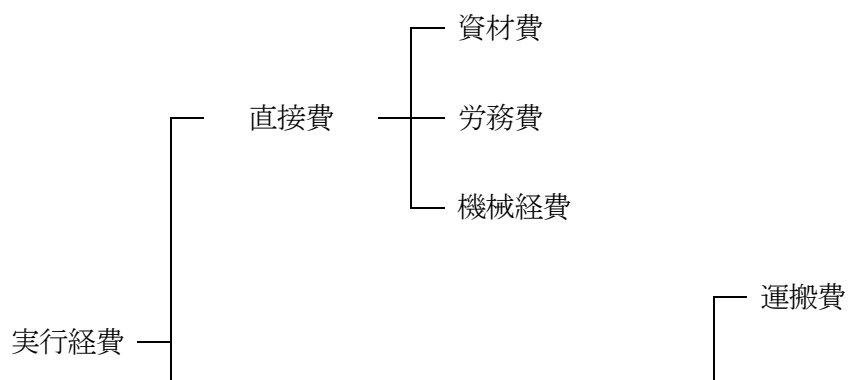
- (2) 「標準経費」の算出に当たり、7 齢級以下の森林のみからなる施行地において、車輛系集材システムにより要領別表 2 の「ケ 間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- (3) 「標準経費」の算出に当たり、要領別表 2 の「ケ 間伐」の補助対象面積 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積上限は、要領別表 2 の「ケ 間伐」に関わらず、90m³/以下（令和 7 年 4 月以降は80m³以下）で知事の定める材積とする。
- (4) 市町が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち（6）により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は要領第 7 の 1 の（3）の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (5) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第 2 の 10 の（3）に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあつては補助率を乗じて）求めるものとする。
- ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
- イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
- ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあつては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

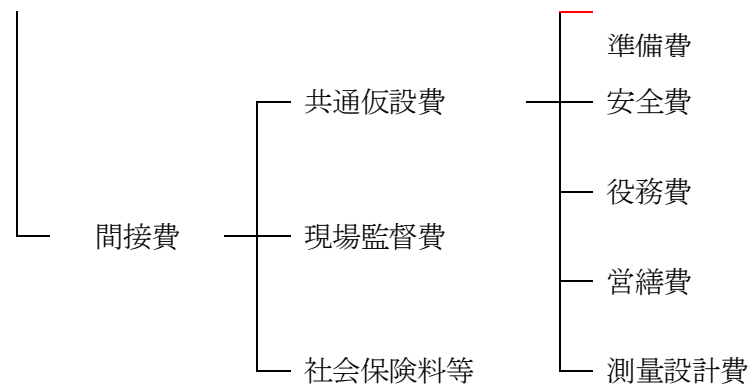
(表) 第9の3の(4)から(5)について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町	標準経費	【第9の3の(4)】 ①と②どちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業種	市町	【第9の3の(5)のア及びイ】 設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	【第9の3の(5)のウ】 ①と②どちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

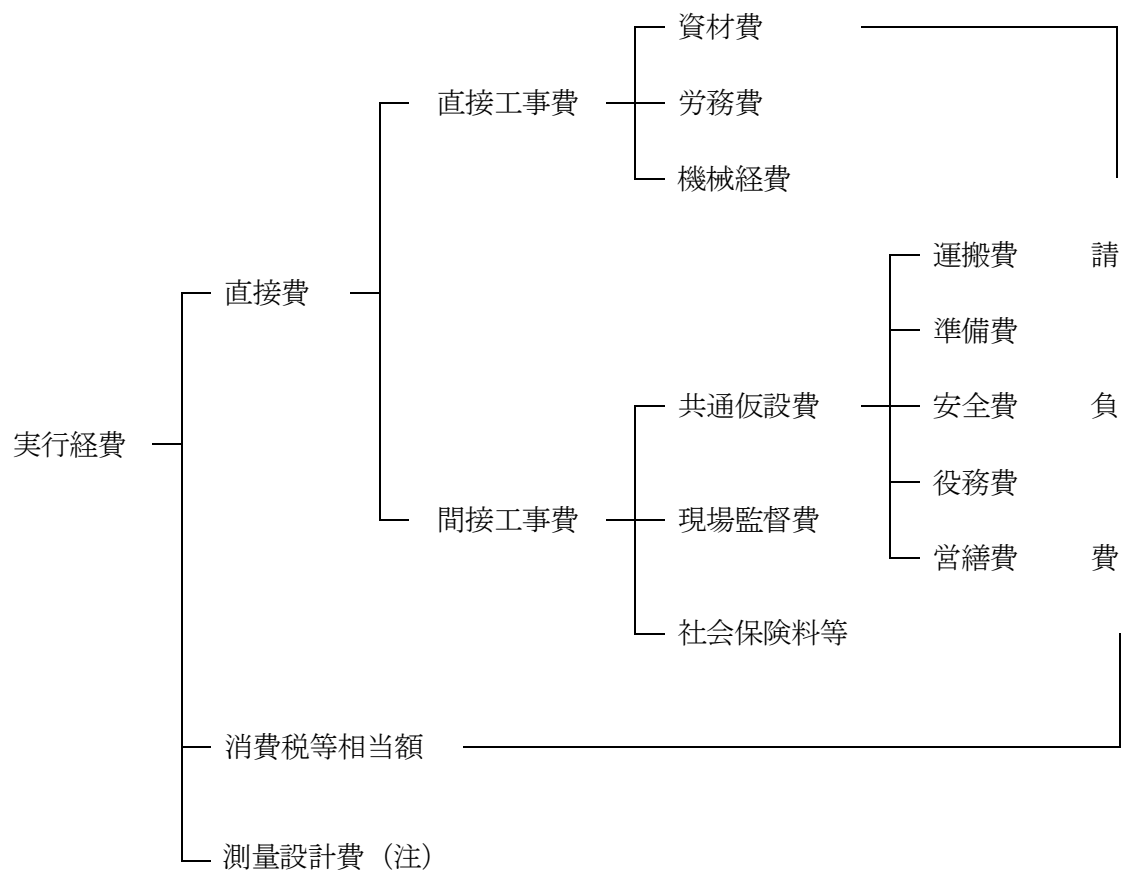
(6) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合





イ 事業主体が請負に付して実行する場合



（注） 測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

4 事業量

- (1) 要領第7の1の(3)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐又は一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領別表4に定める対象経費以外に、鋤床層の破砕、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

第10 補助金の交付決定等について

- 1 知事は、第9の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

第 11 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

- 1 知事は、補助金の返還に当たっては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 林整整第 315 号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
- 2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 要領第 9 の 1 の（7）の「当該一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

第 12 補助金の経理等について

- 1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。
 - （1）申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式 12 の例による。
 - （2）施行地ごとの施行台帳（別記様式 13 の例による。）
 - （3）補助金及び経費明細書（別記様式 14 の例による。）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式 15 の例による）を森林所有者等に通知するものとする。
- 2 要領第 5 の 2 により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
- 3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 13 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導

を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込み（別記様式 16 の例による。）を森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等（別記様式 17 の例による。）を森林所有者に報告すること。

第 14 その他

- 1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都道府県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内で G I S や森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 2 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）について G I S 等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- 3 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。
- 4 その他

(1) 施行地の転用について

要領第 9 の (1) 【補助事業施行地の森林以外の用途への転用】の規定に係る転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ（別記様式 18 の例による。）知事に届け出た後、知事の指示に基づき補助金相当額を返還すること。ただし、転用等が公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合には、前述の届け出に代えて（別記様式 19 の例による。）補助金相当額の返還の減免について知事に協議することができるものとする。

(2) 植栽樹種について

植栽樹種は、すぎ、ひのき、まつ類、くぬぎ類、土壌改良木及びその他知事が適当と認めた有用広葉樹等とする。

(3) 森林保険への加入について

造林補助事業を実施した施行地については、原則として植栽にあつては 10 年以上、その他にあつては、3 年以上を保険期間として森林保険に加入するものとする。

(4) 補助事業の申請予定箇所の転用について

補助事業者は、造林補助事業申請予定施行地の転用の情報等を得たときは、森林所有者等に情報等を確認し、転用が行われた場合又は転用が見込まれる場合は、造林補助事業の申請を行わないものとする。

附 則

- 1 この運用は平成 23 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林補助事業実施要領の運用の規定は、平成 23 年度分以降の補助金について適用し、平成 22 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年度繰越予算であり、かつ、平成 23 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成 24 年 10 月 26 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度繰越予算であり、かつ、平成 24 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 4 月 7 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 26 年 9 月 9 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 27 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度繰越予算であり、かつ、平成 27 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 運用 5 の（１）については、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この運用は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和4年6月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和5年7月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和6年6月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用は令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。